

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
ユニバーサルサービス政策委員会（第28回）

日時：令和4年5月23日（月）10：00～11：00

場所：オンライン会議

委員：三友主査、関口主査代理、岡田委員、大谷専門委員、春日専門委員、
砂田専門委員、長田専門委員、藤井専門委員

事務局（総務省）：北林電気通信事業部長、木村事業政策課長、川野料金サービス課長、
寺本料金サービス課企画官、永井料金サービス課課長補佐、
瀬島料金サービス課課長補佐、河合料金サービス課課長補佐

参加者：東日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社

KDDI株式会社

ソフトバンク株式会社

【三友主査】

本日の議題は、「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度の在り方」の1件となっております。

本日は、まず関連する「IP網への移行に伴うユニバーサルサービスの範囲の在り方」及び「災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方」について検討し、その後、「ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方」について、検討いたします。

それでは、「IP網への移行に伴うユニバーサルサービスの範囲の在り方」及び「災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方」について、検討に入りたいと思います。最初に事務局から御説明をいただいた後に、質疑応答及び意見交換を行いたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

[「IP網への移行に伴うユニバーサルサービスの範囲の在り方」及び
「災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方」について]

《事務局から資料1について説明》

【三友主査】

これまで皆様に御議論いただいた内容を、よくまとめていただいたと思います。

それでは、事務局からの説明につきまして、質疑応答及び意見交換に移りたいと思います。

【関口主査代理】

27ページの方向性案について、私は賛成の発言をしたいと思っております。長田先生から、利用に制限があるところは定義上、優先して削減すべきではないかという御意見がございまして、これは、ある意味では正論だと思うのですが、ただ、学校等で携帯電話を保有禁止しているところもないわけではないわけで、この方向性案のように個別に設置の可否を判断しつつ、大丈夫そうなところについては、早期に削減していくということで構わないと思うのですが、様々な理由があるという場合には、そこについては温存するということもありかと思っております、この方向性案でよろしいように感じました。

【大谷専門委員】

私も全体的に賛成意見を申し上げたいと思います。これまでの議論を丁寧にまとめていただきましたので、基本的に何々ではないかと整理されている部分については、その方向でまとめていただくことが適切だと思っております。特に30ページのところの災害時用公衆電話の補填額の考え方ですけれども、当初、考えていた時期よりも災害時用公衆電話の補填に充てられる時期が若干後ろになっているとは思いますが、今後、ステップ1、それが終了した段階というのは当然なのですけれども、それよりも早い時期に災害時用公衆電話の補填額についても検討を開始できるように、削減計画や削減効果の状況をNTT東日本・西日本からインプットしていただいて、検討の時期を前倒しできるように注目していくことが必要なのではないかと思っております。

【長田専門委員】

先ほど関口先生がおっしゃった27ページのところの方向性案で、これに反対しますと

いうわけではないのですけれども、そのまま説明を読んでも、携帯電話の持込みが禁止されている学校内はいいよねと聞こえるわけですが、考えてみれば、そういうところで公衆電話を設置する必要があるということであれば、それは第二種公衆電話として設置されていけばいいのではないかと反論もできます。

事業者意見を拝見すると、そういうアクセスのしやすさということなども重視していると読めますので、問題はないかと思えますけれども、第一種公衆電話を削減して、設置基準の緩和ということで数が減っていくということを考えれば、当然として、外部というか、何か困ったときに急に公衆電話が探せる範囲にあることが大切であるということが読めるように書いていただいたほうがいいかと思いました。

【事務局】

貴重な御意見をいただきまして、報告書案の作成の際には検討させていただきたいと思えます。

【春日専門委員】

事務局で分かりやすくまとめていただいていると私も思いますので、全体の方向性については私も異論ございません。特に13ページのところで、補填額の計算が過補填にならないよう整理するという案を提示いただいております、強く賛成いたします。

ただ、15ページのところを見ますと、補填額とユニバ収支との開きがかなり大きくなっているということを改めて実感するところがございますので、方向性案のところにも書いてありますように、将来的に費用計算のやり方を見直すことは、それほど遠くない将来に来るのではないかという印象を持ちました。事務局においては、費用計算見直しの必要性が高いことも十分認識していただいて、検討していく方向でお願いできればと思います。

【事務局】

13ページの最後のところで、将来的な補填額の算定方法の見直しを行う必要があるのではないかと、このように記載させていただいたところです。同じ問題意識を持っていますので、こちらの収支の状況について、引き続き、我々も注視してまいりたいと思えます。

[「ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく

補填の在り方」について]

【三友主査】

続きまして、「ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方」の検討に移らせていただきます。

本件では、まず、NTT東日本・西日本から追加説明の申出がございましたので、御説明いただきます。その後、事務局から補填額の算定方法及び論点整理案について御説明をいただき、最後にまとめて質疑応答及び意見交換を行いたいと思います。

なお、本議題におきましては、関係事業者として、追加説明を行っていただくNTT東日本・西日本、また、KDDI及びソフトバンクにも御出席いただき、質疑応答に御対応をいただきます。

《NTT東日本・西日本から資料2について説明》

《事務局から資料3、4について説明》

【三友主査】

それでは、NTT東日本・西日本から御説明いただきました内容、及び事務局からの説明につきまして、質疑応答及び意見交換に移りたいと思います。

【藤井専門委員】

事務局から資料3のところでの新たな案をいただきまして、この案で非常に簡便になっていてよいのではないかとということで、御意見させていただきたいと思います。今回、この案でいくと、回線数が初めに提示されるため、その回線数さえカウントすればいいというところで、その分では簡単かと思っています。モバイルアクセス単価を毎年出して調整するよりは、このような形で、一度にあるところで切ってしまったほうが、額が若干ぶれるところはあるかと思うのですが、ブレは少ないと試算で出ているところでもありますので、この案で、私としては問題ないのではないかと考えております。

また、資料4でまとめていただいた内容についても、私自身、これまでの議論で納得している内容ですので、この内容でよろしいのではないかと考えております。

【砂田専門委員】

私も、今の事務局案についてですが、経過措置という考え方を入れるのが簡便な方法でいいと思います。ただ、前回、回線数ではなくて、年数で区切ってはどうかと意見を言わせていただきまして、年数で区切ったほうが切替えをスピードアップするにはいいのではないかという考えが捨て切れないところではありますけれども、5,000回線という案もいいのではないかと思います。

【三友主査】

おっしゃることも当然だと私も思いまして、これは横軸に時間軸がございませんので、時間軸の概念をここのところに少し入れていただくというのも1つかとも思います。

【事務局】

砂田委員から、経過措置を年数で区切ったほうが、ワイヤレス固定電話導入のインセンティブが高まるのではないかという御指摘を頂戴しました。この点についてでございますが、資料3の3ページに記載のとおり、NTT東日本・西日本がワイヤレス固定電話を導入することによる電話の維持に係るコスト効率化効果を踏まえれば、事務局から御提案させていただいたような回線数で区切った経過措置であっても、インセンティブが削がれることはないのではないかと考えております。

また、この点に関して、三友主査から御指摘いただきました事務局資料のグラフの横軸ですが、確かに横軸は回線数となっておりますので、今後、報告書を取りまとめる際には、回線数と時間経過が分かるような形でお示しするようにいたします。

【三友主査】

インセンティブの問題は別として、この図だけ見ますと、例えば5,000回線に至るまで長々とやっているということもあり得るわけでありまして、その点に気がつけていただければよろしいかと思いました。

【岡田委員】

今の論点と同じですが、新しく今度、事務局から御提案いただきました、経過措置としての方法は、規制コストを節減するという趣旨で、大変よい提案だと思いました。

5,000回線というのは2分の1ということで、ある意味、非常に腰だめの数字ということではあるのですが、資料3の4ページの下表にあるとおり、導入1年目に3,000回線、2年目に7,000回線というスケジュールになっていまして、5,000回線は2年目にはもう実質クリアするような、こういう計画でワイヤレス固定電話を導入しようということも今、御提案されているということですので、このような計画が着実に進むかどうかをしっかりとモニタリングしていくことで十分対処できる案ではないかと思いました。

その点、資料4の最後、39ページの制度の運用についてという部分で、その点もしっかり注記されておられるようですので、この点の整理と運用については、あまり懸念はないのかなという印象を私のほうも持ちました。

【事務局】

コメントありがとうございます。資料4の論点整理案では、ワイヤレス固定電話に関する導入後のモニタリングについて記載しているところですが、ただ今の御指摘も踏まえ、今後取りまとめる報告書におきましても、モニタリングの重要性をしっかりと書き込むようにいたします。

【事務局】

次回会合では、「IP網移行期間中のユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額算定の在り方」について御議論をお願いする予定でございます。

【三友主査】

以上をもちまして、第28回ユニバーサルサービス政策委員会を終了します。

以上